

公 示

奈運整公示第16号

令和4年12月16日

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4及び旅客自動車運送事業運輸規則第46条に定める地方運輸局長が行う研修（令和4年度整備管理者選任後研修）を次のとおり実施する。

近畿運輸局奈良運輸支局長



1. 研修対象者

自動車運送事業者において整備管理者として新たに選任した者

自動車運送事業者に選任されている整備管理者であって、令和3年度整備管理者選任後研修を受講していない者。

2. 研修内容

- (1) 整備管理者の関係法令及び通達に関する事項
- (2) 自動車の点検及び整備に関する事項
- (3) 車両構造及び整備上の欠陥に基づく事故防止に関する事項
- (4) 自動車の公害防止に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

3. 実施日時・場所及び申込期限

実施日時：第2回 令和5年1月20日（金） 9：45～12：00
第3回 令和5年1月20日（金） 14：00～16：15
第4回 令和5年1月30日（月） 9：45～12：00
第5回 令和5年1月30日（月） 14：00～16：15
第6回 令和5年2月13日（月） 14：00～16：15

実施場所：第2及び3回

公益財団法人斑鳩町文化振興財団 いかるがホール 小ホール

第4、5回及び6回

公益財団法人斑鳩町文化振興財団 いかるがホール 研修室

（いかるがホール住所：奈良県生駒郡斑鳩町興留10丁目6番43号）

申込期限：第2及び3回	令和5年1月13日（金）午前12時
第4及び5回	令和5年1月23日（月）午前12時
第6回	令和5年2月6日（月）午前12時

第6回が令和4年度の最終日となります。

4. 注意事項

- ① 本研修の受講は予約制です。希望される方は、奈良運輸支局HP入力フォームより申込み下さい。
ただし、会場の都合により定員になり次第、締め切らせていただきますので、予めご了承下さい。また受講申込期間外の申込は受付しませんので、ご注意ください。
奈良県トラック、バス、タクシー協会の会員の方は、各協会へお申込ください。
- ② 受付は30分前から研修会場入り口で行います。
- ③ 当日は運転免許証、マイナンバーカード又は当人の顔写真入りの身分証明書、受講番号が記載されたメール画面（プリントアウト可）又は受講申込書を持参して下さい。
- ④ 受講料は無料です。
- ⑤ 来場の際駐車場収容台数に限りがあるため、公共交通機関でご来場ください。

5. 問い合わせ先

近畿運輸局奈良運輸支局 検査・整備・保安部門
大和郡山市額田部北町981番地の2

TEL 0743-59-2153 FAX: 0743-23-2020